

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	報告者	
建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	1(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等  建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るためには、建設工事の請負契約において、安全及び健康の確保に関する経費(以下「安全衛生経費」という。)が適切に確保された適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。	1	安全衛生経費は建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、現在、国土交通省の建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会において実態把握や施策検討等がなされている。	・国土交通本省において「安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われる実効性のある施策」を検討するため、必要な基礎データの作成を目的として、安全衛生経費の実態を把握する調査を実施、集計し、今年度末にとりまとめを行う。	近畿地方整備局
		2	公共工事の発注者においては、こうした動向にも留意しつつ、引き続き安全衛生経費の適切かつ明確な積算を行う。	・建設工事においては、共通仮設費(安全費)及び現場管理費に必要な安全衛生経費を計上しており、適切に確保する。 ・国の積算基準に準じて適切かつ明確な積算を行う。また、最新の積算基準に準拠した基準改定を実施する。	近畿地方整備局 府発注部局
		3	民間工事においても、安全衛生経費を適切に確保することが求められる。	・工期に関する基準について、民間工事に至るまでの周知徹底を行う。	大建協
				・会員企業へ民間発注業者と安全衛生経費を含めた工事の詳細を話し合い理解していただいた上で、請負契約を締結するよう周知する。	大中建
				・これまでと同様、全会員企業へ協会メールマガジン等による建設業法関連行政通達を周知する。	電業
		4	近畿地方整備局及び大阪府は、立入検査、建設業取引適正化推進月間において大阪府が実施する建設業者向けの建設業法研修会(以下「研修会」という。)を通じ、安全衛生経費の積算及び確保について、法令遵守の徹底を図る。	・建設業法第31条に基づく立入検査、建設業法研修会を通じて、安全衛生経費の積算及び確保について、法令遵守の徹底を図る。	近畿地方整備局
				・府内の建設業者を対象に実施する建設業法研修会において、法令遵守の徹底を図る。(年2回・11月) ・立入検査を実施する。(適宜)	府建振課

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	報告者	
算等 1(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定 工期の設定については、建設工事従事者の健康確保や災害防止等の観点から、時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を前提とした不当に短い工期設定とならないよう、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に沿って必要な休日等の日数を確保し、また、内装工事や設備工事等の後工程の適正な工期確保といったことも考慮しながら適切になされる必要がある。	5	公共工事においては、通常、発注者において工期が設定されており、工事の特性等を踏まえ、適正に工期を設定するとともに、天災等やむを得ない事由が生じた場合、受注者と協議を行い、適切に工期延長等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工期は、準備・後片付け期間、雨休率を算出し特記仕様書に明記を義務づける。</li> <li>・天災等やむを得ない事由が生じた場合に、受注者より申請があれば、工事請負契約におけるガイドラインに基づき適切に工期延長を実施する。</li> </ul>	近畿地方整備局	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を行い、工事を発注する。また、天災等やむを得ない事由が生じた場合、受注者と協議を行い、適切に工期延長等を行う。</li> </ul>	府発注部局	
	6	一時期に工事を過度に集中させないための施工時期の平準化等について努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(「2か年国債」や「ゼロ国債」)を活用すること等により、公共工事の施工時期の平準化を行う。</li> <li>・改正品確法を踏まえ、「新・全国統一指標」として地域の平準化率の目標値を達成できるよう関係機関と協議調整を進める。</li> </ul>	近畿地方整備局	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初から工事に着手出来るよう発注の工夫を行うなど、施工時期の平準化に努める。</li> </ul>	府発注部局	
	7	民間工事においては、発注者が工事仕様や施工条件等を示し、受注者が施工に要する工期を発注者に示した上で請負契約が締結されることが多い。このため、受注者は、適切な工期設定を行い、その内容を発注者に分かりやすく説明し理解を得るよう努め、発注者においても受注者と十分に協議し、適正な工期での請負契約を締結することが求められる。	NO.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事の入札契約方式の運用に関するガイドラインの改定に関する要望を行う。</li> <li>・工期に関する基準について、民間工事に至るまで周知徹底を行う。</li> </ul>	大建協
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員企業へ適正な工期の確保とコロナ対策等を含む安全衛生経費の必要性を伝える。</li> </ul>	大中建	
	8	工期の設定に当たっては、前述のガイドラインを踏まえ、発注者と受注者とが協力しながら、建設工事従事者の週休二日(4週8休含む)の実現や長時間労働の是正について努めるものとする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備・後片付け期間を適正に確保する他、通年維持工事を除く全ての工事で適正な工期設定を徹底する。</li> <li>・工事工程の受発注者間における情報共有として、契約締結後、工事工程に係わる案件の対応状況等の説明を行い、工事進捗に合わせて工事工程の共有を義務化しており、継続して実施する。</li> </ul>	近畿地方整備局
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を行い、工事を発注する。</li> </ul>	府発注部局	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場労働時間実態調査結果を基に、「長時間労働の是正」を阻む要因を抽出し、その改善方法を検討する。</li> <li>・現場職員の労働時間や4週8休、4週8閉所及び有給休暇取得率等のアンケート結果を集計し、報告書を作成する。</li> </ul>	大建協	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の是正は改正労働基準法猶予期間内に完了しないとイケないので、会員企業へ周知徹底する。</li> </ul>	大中建	

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	報告者	
責任体制の明確化	2 建設工事の請負契約に基づく責任体制の明確化 建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。	9	近畿地方整備局及び大阪府は、立入検査、研修会等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。	近畿地方整備局	
			NO.4	建設業法研修会において法令遵守の徹底を図る。(年2回・11月)	府建振課
			NO.4	立入検査を実施する。(適宜)	
		10	下請契約において、建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、大阪労働局は、研修会・パトロール・現場指導を通じて、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。	大阪労働局	
建設工事の現場における措置の統一の実施	3(1)建設業者間の連携の促進 元請負人においては、建設現場における作業間の連絡調整、下請負人が行う安全衛生教育への支援、建設現場内の設備・機械等の安全確保等、労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理を行う必要がある。 また、下請負人においては、作業計画の作成や元請負人への報告、自らが雇用する労働者の安全対策、下請負人同士の作業間の連絡調整等を行う必要がある。 なお、元請負人と下請負人とがそれぞれに求められる役割を適切に果たし、事故のない安全な建設現場を築くためには、両者が良好な信頼関係のもと、日々緊密なコミュニケーションを保ちながら、安全性の確保に向けた各取組を進めることが求められる。	11	大阪労働局は、建設現場における統括安全衛生管理に係る指導の徹底を図る。	大阪労働局	
			NO.10	各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。	
			NO.10	各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。	大阪労働局
		12	大阪府は、大阪労働局及び建設業労働災害防止協会大阪府支部と連携して、建設業者に対する研修会等で建設現場の安全衛生管理体制の重要性を周知する。	大阪労働局	
			建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	府建振課	

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	報告者
3(2)一人親方等の安全及び健康の確保  一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を统一的に実施することが必要である。	13	大阪労働局は、大阪府と連携して、一人親方等の災害状況の周知を行う。	・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局
			NO.12 ・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	府建振課
	14	同一の建設現場において、労働者と一人親方等の区別なく安全衛生教育を実施する等により、一人親方等の安全及び健康の確保に配慮するよう、建設業者に対して周知・啓発する。	NO.13 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局
			NO.12 ・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	府建振課
	15	厚生労働省は、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。	NO.10 ・各労働基準監督署において、監督指導等の実施時に、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等の方法について説明する。	大阪労働局
3(3)一人親方の労災保険特別加入制度等の周知・啓発  一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではなく、本来の労災保険の対象とはならないが、一人親方が労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入することができる。	16	労災保険への加入を希望する一人親方が漏れなく任意加入できるよう、大阪労働局は、他の関係団体・機関と連携して、一人親方に対する労災保険の特別加入制度を周知する。	・一人親方用及び中小事業者用特別加入制度リーフレットを連絡会議全構成員に説明し、協力を要請する。 ・大中建共済補償制度を紹介し一人親方に対する特別加入制度の加入促進を引き続き行う。	大阪労働局 大中建
			・第2種特別加入(一人親方等)認可団体として、日常的に相談窓口として制度について周知していく。ただ、上部企業からの現場入場のためだけの加入希望には実態判断が必要で、労働者性の強い希望者が多いことも否定できない。	大建労
	17	業務の実態等からみて労働者に準じて保護することが適当である者については労働者として扱うことについて、様々な機会を通じて、建設業者に対して周知・啓発する。	NO.10 ・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 NO.13 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局
設計、工法等の普及  「i-Construction」の施策を建設現場に導入することにより、建設生産システム全体の生産性向上を図り、建設現場での死亡事故の撲滅等、魅力ある建設現場を目指す必要がある。	18	近畿地方整備局及び大阪府は、ICT建設機械やUAV(ドローン等)を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させる「ICTの全面的な活用」や「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の活用を促進する。	・法面測量など危険を伴う作業等を減少させる「ICTの全面的な活用」とともに、斜面上の計測作業を削減するため、ICT機器を活用した吹付法砕工(ICT法面工)へICT施工の工種拡大を行う。また、「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の活用を促進する。	近畿地方整備局
			・一定規模以上の土木工事において、ICT建設機械を用いた土工やUAV(ドローン等)を用いた測量等を行う際、国に準拠した基準(積算基準・仕様書)を定め、活用環境の整備に努める。	府発注部局
	19	大阪労働局は、安全な施工の普及を図るための厚生労働省が策定する各種ガイドラインを建設工事関係者連絡会議を通じて公共工事の発注者等に対して周知・啓発する。	・建設工事関係者連絡会議を通じて公共工事の発注者等に対して周知・啓発する。 ・i-Construction推進連絡調整会議に参画する。 ・大阪労働局や労働基準監督署が開催する「建設工事関係者連絡会議」に出席し、建災防活動について周知する。	大阪労働局 大建協 建災防

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	報告者		
建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	5(1)建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発  ・労働安全衛生法で定められた法定の教育や安全衛生管理の能力向上教育など、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進するとともに、建設業者や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。(20-24)	20	大阪労働局は、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」の一環として、「安全Study活動」を実施し、雇入れ時教育、能力向上教育等の教育機会の周知を図る。	・大阪労働局及び各労働基準監督署は、集団指導等において、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」とその一つの活動である「安全Study活動」について説明し、教育の重要性について説明する。	大阪労働局	
		21	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」に協賛し、建設業者や建設工事従事者に対して、安全衛生推進者能力向上教育、統括安全衛生責任者教育等の安全衛生教育を実施する。	・作業主任者技能講習等を実施する。(12種類・55回) ・その他安全衛生教育を実施する。(12種類・46回) ・新規講習(建築物石綿含有建材調査者講習)を実施する。	建災防	
		22	若手職人等入職1年以内の未熟練工については、特に労働災害の発生割合が高いことを踏まえて、建設業者が実施する雇入れ時教育を促進する。	NO.20	・大阪労働局及び各労働基準監督署は、集団指導等において、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」とその一つの活動である「安全Study活動」について説明し、教育の重要性について説明する。	大阪労働局
		23	建設業者団体においても、安全衛生教育に関する講習会等を実施し、建設業者の自主的な取組を促進する。		・参加人数を抑制して、新入社員研修を開催予定(4月) ・職長教育を開催予定(11月)	電業
					・従来の安全衛生教育に加えコロナ等の感染症に対応する講習会等を開催する。	大中建
		24	大阪労働局は、全国安全週間や全国労働衛生週間等において、研修会、安全衛生大会等、安全衛生に関する各種事業を、大阪府、建設業者団体及び建設業労働災害防止協会大阪府支部と連携して実施する。		・「リスク“ゼロ”大阪推進大会」等において、大阪府や建設業団体の協力のもと、建設工事の安全及び健康に関する対策等について説明する。(7月予定)	大阪労働局
					・全国安全週間等に合わせた安全パトロール等を実施し、請負業者の安全意識の向上に努める。	府発注部局
					・全国安全週間実施要領等を配布する。 ・全国安全週間等の啓発ポスターを掲示する。	府建振課
					・参加人数を抑制して安全大会を開催する。(6月) ・全国安全週間等の実施要領を全会員企業に周知する。 ・全国安全週間等の啓発ポスターを掲示する。	電業
				・安全衛生大会を実施する。(10月6日に実施予定) ・安全パトロールを実施する(10月中を予定)	空衛協	
		・「第56回大阪府建設業労働災害防止大会」を開催する。(6月)	建災防			

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	報告者	
<p>・建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の高揚や安全衛生水準の向上、建設工事従事者の技能者としての地位向上を図る。(25-27)</p>	25	大阪労働局においては、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や建設業者等を表彰する。	・安全衛生表彰式「リスク“ゼロ”大阪推進大会」において、特に優秀な建設現場等に対し、厚生労働大臣、大阪労働局長が表彰する。(7月予定)	大阪労働局	
	26	建設業者団体及び建設業労働災害防止協会大阪府支部においても、独自に各種顕彰制度を実施する。	・独自顕彰制度として、評点70点以上の会員企業施工案件に対し、安全優良事業場表彰を行う。(6月)	電業	
			・安全衛生大会において、安全衛生上、優良な工事現場を表彰する。(10月6日開催予定・20社から30社程度)	空衛協	
			・毎年開催している大阪府中小建設業振興大会において、優良現場施工管理者表彰を実施する。	大中建	
			・建災防本部表彰を実施する。(10月) ・建災防支部表彰を実施する。(6月) ・分会安全競争表彰を13分会が半年毎に年26回実施する。	建災防	
27	受賞した建設業者及び建設工事従事者の優秀な技能や取組については、大阪府が実施する研修会やホームページで紹介し周知する。	・建設業法研修会において周知する。(年2回・11月) ・府ホームページにて各種顕彰の受賞者を公表する。	府建振課		
<p>・メンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされるとともに、建設現場における熱中症で亡くなる人も見られることから、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進する必要がある。(28)</p>	28	大阪労働局は、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策や「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」等を研修会・パトロール・現場指導において啓発するとともに、建設工事従事者が活用できる健康相談窓口について、周知及び活用促進を図る。	NO.10	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。	大阪労働局
			NO.10	・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。	
			NO.10	・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。	
					・「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」に合わせて、請負業者あてに熱中症対策を実施するよう促す。 ・建設業における熱中症予防指導員研修を2回開催する。

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	報告者	
5(2) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の促進  建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	29	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、建設業者が効果的なリスクアセスメントを行い、建設現場の状況に即した有効な安全衛生対策の実施につなげていけるよう、建設業の特性を踏まえて開発した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)」の一層の普及促進に努める。		・広報誌「建設の安全」や「建災防おおさか」にて全会員に広報する。	建災防
	30	大阪労働局は、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」の一環として、「リスク評価推進活動」及び「安全見える化活動」を実施し、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の収集・分析及び建設業者の創意工夫事例を周知する。	NO.13	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局
	31	公共工事の発注者は、一定規模以上の工事等特定の建設工事について、完了時における建設業者の安全衛生管理を評価するよう努め、建設現場における自主的な取組を促進する。		・直轄工事に関して、工事成績評定時に評価を行う。 ・工事成績評定において、安全対策を評価項目とする。	近畿地方整備局  府発注部局
5(3) 墜落・転落災害の防止対策の充実強化  建設現場では、全国的に今なお墜落・転落災害が最も多く、特に大阪府においては、死亡者数全体に占める墜落・転落災害の割合が、近年、約4～6割を占めており、全国と比べて高い割合で推移していることから、建設工事関係者が一体となって墜落・転落災害の撲滅を目指す必要がある。	32	大阪労働局は、墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」の一環として「命綱GO活動」を実施し、研修会・パトロール・現場指導において、建設現場における労働安全衛生規則の遵守徹底を図る。	NO.10 NO.10 NO.10 NO.13	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 ・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。 ・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局
	33	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」に協賛し、安全指導者による安全パトロール等を実施する。		・大阪労働局と連携し、支部パトロールを1回実施する。 ・労働基準監督署と連携し、分会パトロールを多数回実施する。	建災防
	34	大阪労働局は、足場からの墜落・転落災害について、「労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい『より安全な措置』等」の一層の普及を促進する。	NO.10 NO.10 NO.10 NO.13	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 ・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。 ・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	報告者
	35 大阪府は、大阪労働局と連携して、建設業者に対する研修会において、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」等の周知や災害事例等の紹介を行う。	NO.12	・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	府建振課
		NO.10	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。	大阪労働局
		NO.10	・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。	
		NO.10	・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。	
		NO.13	・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	
36	厚生労働省の建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合において調査・検討がなされている。		・実務者会合の検討結果を踏まえ、本年度中に足場からの墜落防止措置の充実が図られる方針である。	大阪労働局
37	発注者と受注者においては、こうした動向にも留意しつつ、それぞれの立場において、過去の災害事例等を参考に災害防止対策を行う。		・工事発注者や受注者等が参加する工事安全協議会で事故事例や事故再発防止対策事例を紹介し、官民連携して事故撲滅を目指す。 ・毎年度「工事等事故防止重点対策項目(社会的影響に繋がる事故)」を設定し、記者発表や安全大会等で周知し、事故の安全対策強化を図る。 ・ニュースレターあんぜん(整備局HP掲載)を月刊で発行し、日建連等各種業界にも情報発信を行い、事故撲滅に取り組む。	近畿地方整備局
			・事故事例を整理し、発注者・受注者で共有した上で、災害防止対策に取り組む。	府発注部局
			・引き続き会員企業に対して建災防への加入を勧めると共に、安全衛生講習会の開催を予定する。	大中建
			・大阪労働局・労働基準監督署後援のもと、「ご安全に運動研修会」を分会ごとに13回開催する。(10~11月) ・今年度は、墜落・転落災害や重機災害の防止を重点として、災害原因と再発防止対策を中心に研修会を開催する。(タイトル:なくそう! 墜落災害 重機災害)	建災防

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	報告者	
処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	6(1)社会保険等の加入の促進 労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、社会保険等の加入対策を進めることが必要である。	40	近畿地方整備局は、近畿地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会(以下「近畿地方協議会」という。)を通じて、大阪府及び建設業者団体と連携し、社会保険等の加入対策に取り組むとともに、取組状況の情報共有を図る。	・近畿地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会(以下「近畿地方協議会」という。)の場を活用し、大阪府及び建設業者団体と連携し、社会保険等の加入対策に取り組むとともに、取組状況の情報共有を図る。 ・近畿地方協議会に参画し、社会保険加入促進に向け、地域に根差した形での取組を検討する。 ・引き続き下請け企業への社会保険等の加入について指導等を行っていく。	近畿地方整備局 大建協 大中建
		41	近畿地方整備局及び大阪府は、建設業者に対する立入検査や研修会を実施し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従事者の社会保険等の加入の促進を図る。	・建設業法研修会を通じて、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従事者の社会保険等の加入の促進を図る。 NO.4 ・建設業法研修会において社会保険等の加入の促進を図る。(年2回・11月) ・立入検査を実施する。(適宜)	近畿地方整備局 府建振課
		42	公共工事の発注者は、発注工事における加入確認や保険担当機関への未加入情報の提供を行う。	・平成29年4月から2次下請以下についても社会保険等加入業者に限定している。 ・受注者について、社会保険等への加入を入札参加の資格要件とする。 ・下請負人について、建設工事請負契約書に基づき、施工体制台帳と加入確認書類等の提出を求め、未加入が認められた際には、保険担当機関への情報提供を行う。	近畿地方整備局 府発注部局
		43	未加入業者の入札参加停止措置、工事成績評定の減点等の対策を行う。	・平成29年10月から指名停止及び工事成績評定の減点を実施している。 ・平成30年10月から、契約書において、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人とすることを禁止しており、これに違反した場合の受注者に対する入札参加停止措置等の実施を継続して行う。	近畿地方整備局 府発注部局
		45	大阪労働局は、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者及び建設工事従事者に対し周知する。	NO.10 ・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 NO.13 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	報告者	
6(2)建設キャリアアップシステムの活用推進  建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、建設キャリアアップシステムの活用を推進する。	47	近畿地方整備局は、建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、建設キャリアアップシステムの活用を推進する。		近畿地方整備局	
	48	大阪府及び建設業者団体は、こうした近畿地方整備局の取組を支援するため、研修会等において建設キャリアアップシステムの周知等を行う。	NO.27	・建設業法研修会において周知する。(年2回・11月) ・経営事項審査の結果通知書にチラシを同封し周知を行う。	府建振課
				・講習会等を開催し、会員への周知を行う。	大建協
				・会員企業に対して、建設キャリアアップシステムに係る国土交通省からの通知等を適宜送付し、活用を周知していく。 ・「建設キャリアアップシステム」の活用については、全中建も力を入れており引き続き会員企業に紹介していく。	空衛協 大中建
6(3)働き方改革の推進  大阪府内の建設業労働者の給与水準は全産業労働者よりも高く推移しているものの、小規模事業所においては十分な給与水準ではないとの声もある。また、労働時間は全産業労働者よりも長くなっているため、長時間労働の是正や経験・技能に応じた処遇等魅力ある職場環境づくりを行う必要がある。	49	近畿地方整備局及び大阪労働局は、近畿地方協議会を通じて、大阪府及び建設業者団体の処遇改善の取組を進めるとともに、取組状況の情報共有を図る。		・近畿地方協議会を通じて、大阪府及び建設業者団体の処遇改善の取組を進めるとともに、取組状況の情報共有を図る。	近畿地方整備局
				・近畿地方整備局と連携し、情報を共有する。	大阪労働局
				・国土交通省近畿地方整備局をはじめとした、発注機関との意見交換会を開催する。	大建協
	50	近畿地方整備局及び大阪府は、建設業者に対する研修会等において、建設キャリアアップシステム及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」等の周知を図る。		・大阪府及び市町村の発注工事において適正価格での受注を目指し毎年要望活動を行う。	大中建
				・建設業者に対する研修会等において、建設キャリアアップシステム及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」等の周知を図る。	近畿地方整備局
			NO.27	・建設業法研修会において周知する。(年2回・11月)	府建振課
			NO.19	公共工事の受注者においては、建設工事従事者の処遇の改善が一層図られるよう、施工方法の工夫等による生産性の向上等を通じて、長時間労働の是正や賃金水準の向上等の働き方改革を推進する	・土木工事における施工技術並びに生産性の向上・改善、施工の合理化等の推進を図るための調査研究を行うとともに講習会を開催する。
・市町村発注の小規模工事でもICTをどのように取り入れるか、発注者の意見も聞きながら生産性の向上を図る。	大中建				
	・公共工事設計労務単価を労務費の基準とし、安全管理と社会保険加入のための下請経費が下請へ渡るようにすること、週休二日・祝日有給の下請単価とすること等を発注者及び元請企業へ要請する。働き方改革の組織内学習会を開催する。	大建労			

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	報告者
52	発注者においても、週休二日(4週8休含む)の確保や国の公共工事設計労務単価の活用、i-Construction等のICT活用を通じて、建設現場における働き方改革の推進支援に努める。		<ul style="list-style-type: none"> <li>改正労働基準法による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえて、週休二日工事及び週休二日交替制モデル工事において、発注者指定型の更なる適用拡大を実施する。また、週休二日実施に伴う労務費等の補正は引き続き実施する。</li> <li>労務費の補正は、令和3年3月より全工事を対象に実施しており、9年連続の上昇となっており、今後も労務費調査を実施し変動があれば対応を図っていく。</li> <li>ICT施工について令和3年度より「構造物工(橋台・橋脚)」や「路盤工」の2種類を新たに策定し、現場試行を実施する。また、令和3年4月に近畿インフラDX推進センターを設置し、インフラ分野においてデータやデジタル技術を活用して建設業にかかる受発注者の働き方の変革を推進する。</li> </ul>	近畿地方整備局
			<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を行い、工事を発注する。</li> <li>労務費等の補正に向けた環境整備に努める。</li> <li>一定規模以上の土木工事、舗装工事及び河川浚渫工事において、ICT活用工事を実施する。またICT工事の積算基準を国に準拠し制定する等、活用環境を整備する。</li> </ul>	府発注部局
53	建設業者団体は、現場労働時間実態調査の実施、「働き方改革に向けた基本方針」を策定し、周知する等により、長時間労働の是正を始めとした一連の働き方改革を推進する。	NO.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場職員の労働時間や4週8休、4週8閉所及び有給休暇取得率等のアンケート結果を集計し、報告書を作成する。</li> </ul>	大建協

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	報告者
<p>6(4)建設業における担い手確保の推進</p> <p>建設工事従事者の高齢化が進行している中、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上、イメージアップを図りつつ、建設業を魅力的な職場とし、中長期的な担い手の確保を進めていく必要がある。</p>	54	大阪人材確保推進会議を活用するなどし、建設業のイメージアップ、建設工事従事者の入職促進を図り、建設業の担い手確保を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優秀建設施工者大阪府知事表彰を実施する。(2月)</li> <li>・高校生を対象とした現場見学会を開催する。(11月)</li> <li>・建設業者団体等が実施する各種行事を後援する。(適宜)</li> </ul>	府建振課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業界研究博を開催する。(開催時期未定)</li> <li>・高校生を対象とした体験セミナーを実施する。(開催時期未定)</li> <li>・高校生対象の現場見学会を実施する。(10月～2月)</li> <li>・若年者の入職促進を踏まえた広報誌の発刊等による活動を行う。</li> </ul>	大建協
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入社員研修「安全衛生特別教育(フルハーネス型)講習」(4月当初)</li> <li>・新入社員研修「施工管理基礎コース」(4月当初)</li> <li>・中堅社員研修「仕上げ系施工管理コース」(10月予定)の各セミナーを開催する。</li> <li>・2級建築施工管理技術検定試験対策講座を開催する。(2級5月～9月)</li> <li>・建設業経理事務士特別研修(4級2日間、3級3日間 実施時期:未定)を開催する。</li> <li>・工科高校・専門学校の教員との意見交換会を開催する。(10月予定)</li> <li>・高校生対象の合同出前講座(鉄筋、躯体、型枠、左官等)を実施。(10月、11月予定)</li> <li>・建設労働者育成支援事業((一財)建設業振興基金から受託)(7月～予定)</li> </ul>	建団連
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度中止した府内工業・工科高校への出前授業を計画中</li> <li>・府内工業・工科高校への中小会員企業紹介訪問を実施する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら府内工業・工科高校生現場見学会を開催する。</li> <li>・電気工事士技能競技大会(高校生の部)を開催する。</li> <li>・競技大会会場内に出場企業による企業案内コーナーの設置と電設業界プロモーション動画を放映する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら電気系学科大学生現場見学会を開催する。</li> <li>・広い会場で電気系学科大学教授との意見交換会を開催する。</li> <li>・広い会場で府内工業・工科高校教諭との意見交換会を開催する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら電気設備工事業界研究セミナーを開催する。</li> </ul>	電業
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第12回配管技能コンテストを実施する。(8月21日開催予定)</li> </ul>	空衛協
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら住宅デー開催について検討していく。</li> </ul>	大建労	